

令和3年2月18日（木）午後1時25分

令和3年

滋賀県国民健康保険団体連合会

第1回理事会

滋賀県国民健康保険団体連合会

令和3年第1回理事会議事録

開催日時 令和3年2月18日（木曜日）午後 1時25分開会

開催場所 ピアザ淡海滋賀県立県民交流センター 207会議室

出席役員数（12人）

副理事長 野瀬 喜久男 甲良町長

副理事長 桂田俊夫

兼常務理事

理事 三日月 大造 滋賀県知事（代）

大久保 貴 彦根市長（代）

小椋 正清 東近江市長（代）

橋川 渉 草津市長

宮本 和宏 守山市長

生田 邦夫 湖南市長

岩永 裕貴 甲賀市長（代）

平尾 道雄 米原市長

伊藤 定勉 豊郷町長

越智眞一 医師国保組合理事長（代）

○開 会

午後 1 時 25 分開会

◇竹若局長 どうもありがとうございます。皆さんお揃いでございますので、少し時間が早うございますけれども、始めさせていただきたいと思います。

只今より、令和3年第1回理事会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、理事長職務代理者の野瀬副理事長よりご挨拶を申し上げます。

◇野瀬副理事長 副理事長の野瀬でございます。

本日、理事会を開催いたしましたところ、理事の皆様方におかれましては、公務ご多用の中、ご出席をいただきまして大変ありがとうございます。

さて、国保を取り巻く情勢につきましては、加入者の年齢構成や医療費の水準など構造的な問題に加え、超高齢社会の到来や経済の低迷の影響、保険料（税）収納率の低下などがあり、国保財政は極めて厳しい運営が続いているところであります。

このような中、滋賀県では市町とともに、持続可能な国民健康保険の運営を基本理念とした第2期滋賀県国民健康保険運営方針の策定が行われ、国保連合会は引き続き市町事務の共同事業の実施による効率化等の役割を担うこととされています。

国保連合会では、審査支払や保健事業など既存事業はもとより、後期高齢者医療広域連合からの受託業務の拡充や新型コロナウイルス感染症に係る対応など、新たな事業に取り組んでいるところでございます。

本日は、医療費支払額等について本年度予算の補正、令和3年度の事業計画及び予算等について総会附議に向けたご審議をいただくとともに、理事長の選出をお願いしたいと思っております。

何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、ご承認いただきますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇竹若局長 ありがとうございました。

それでは、本日の出席状況の報告に入ります前に、昨年12月7日付で新たに理事に就任をいただきました生田湖南市長様をご紹介申し上げます。

◇生田理事 よろしくお願ひいたします。

◇竹若局長 どうぞ今後ともご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の出席状況でございますが、国保連合会理事12名中、委任出席者も含めまして全員出席をいただいておりますので、本日の理事会が成立することをご報告させていただきます。

続いて、この理事会の議長は規約第33条第1項によりまして理事長が当たることになつておりますので、理事長職務代理者をお務めいただいております野瀬副理事長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◇野瀬副理事長　はい。それでは、私が議長をさせていただきます。

まず、規約第35条第4項及び規約第36条第2項により、本理事会は公開といたし、議事録においても公表することをお伝えいたします。

国保連合会規約第36条の規定により、議事録署名者を選出いたしたいと思いますが、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

◇野瀬副理事長　ありがとうございます。それでは、私のほうから指名をさせていただきます。

守山市長の宮本理事さん、豊郷町長の伊藤理事さんのお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、審議に入ります。

なお、本日の理事会はご都合のある方もおられることから、3時を目途に終えたいと思いますので、ご協力ををお願い申し上げます。

では、議案第1号、滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出第二回補正予算についてから、議案第10号、滋賀県国民健康保険団体連合会福祉医療費助成事業並びに重度心身障害者老人等福祉助成費助成事業共同電算処理業務規則の一部を改正する規則の制定について、につきましては、一括審議いたしたいと思います。事務局の説明を求めます。

◇林課長　失礼いたします。それでは、令和2年度の補正予算及び規則の改正についてのご説明をさせていただきます。

理事会議案の第1号から議案第10号まででございますが、資料ナンバーの1-1でポイントを絞った形でのご説明とさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひをいたします。A41枚の裏表のものでございます。

まず、補正予算、議案第1号から第8号まで、議案書のほうでは1ページから63ページまでの部分でございます。

補正予算の考え方として、大きく4点記載をさせていただいております。

1つは手数料減収分の対応ということでございます。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症により、診療報酬の手数料が減少しております。予算ベースで国保が約8,500万円、後期で約2,000万円の減収を見込んでおるところでございます。特に、国保会計における減少が大きいものとなっております。その減収分について、会館及び退職給付引当資産の凍結、支払勘定からの繰入金を充当、さらに前年度の繰越金を充当して対応してまいります。

(2) でございます。公費負担医療の増加に伴う補正でございます。これも新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、前年度支払いがなかった公費の感染症に係る支払いが増加をしたということでございます。支払実績に対応した補正を行わせていただくものでございます。

また、裏面でございます。(3) 前年度繰越金の補正でございます。前年度の繰越金について、一般会計及び各勘定の補正を行うものでございます。

それから、(4) でございます。新型コロナワクチン接種事業に関する補正ということでございます。この事業については大きく2点でございます。

1つは、厚生労働省からの協力要請に基づいて、ワクチン接種に係る請求支払事務を国保中央会及び全国の国保連合会で対応していくというものでございます。実施は令和3年度からでございますが、その準備として、クーポン券の入力のシステム改修ということで、その費用について600万円の補正を国保の業務勘定で行っていくものでございます。なお、この費用は国庫補助金として対応されることとなっております。

もう1つは、市町事務の軽減に資するため、市町の希望に基づきコロナワクチン接種券の発行業務を実施してまいります。現在、10市町からの委託をいただき、対応を行っております。そのため、2,783万円の補正を行っていくというものでございます。詳細につきましては、資料の1-2、補正予算総括表のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、大きい2番の規則改正でございます。議案の第9号及び議案の第10号でございます。いずれも被用者保険分の福祉医療費の取扱いが支払基金へ移行することに伴う規則改正でございます。

まず、1つの福祉医療費等審査支払規則の一部を改正する規則の制定でございますが、医療機関へお支払いする請求事務費について、支払基金からレセプト情報に基づき計

算をするということになりますので、その取扱いについての改正を行っていくものでございます。

また、2つ目の共同電算処理業務規則の一部を改正する規則の制定でございますが、支払基金からレセプト情報を受け取り、資格確認等の共同処理を行っていくということで、その取扱いについて改正を行うものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

◇野瀬副理事長　はい。ありがとうございました。只今の説明に関しまして、ご質問、ご意見ございませんか。

[「なし」の声あり]

ご質問、ご意見もないようです。採決に入ります。

議案第1号から議案第10号まで、原案どおり決することについてご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇野瀬副理事長　ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号から議案第10号まで、原案どおり決しました。

続きまして、議案第11号、滋賀県国民健康保険団体連合会理事長表彰についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

◇竹若局長　令和3年第1回理事会の議案のほうをご覧いただきたいと思います。後ろのほうの72ページでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議案第11号、滋賀県国保連合会理事長表彰について提案をさせていただきます。

本議案につきましては、本会表彰規程に基づきまして、国保事業や介護保険の事業等の推進、発展にご貢献をいただいた方々に対して、一定の基準に基づきまして、保険者等関係団体から推薦があった方々に対して理事会にお諮りをさせていただいて、決定するものでございます。

本年度にご推薦をいただいた方々については、73ページから75ページに掲載をさせていただいております。

まず、73ページのほうをご覧いただきたいと存じます。

理事長表彰授与者の表彰区分ごとに内訳を挙げさせていただいているところでございます。

まず、介護保険審査委員会介護医療部会委員の方お一人様。そして、介護サービス苦情

処理委員会委員お一人様。柔道整復療養費審査委員会委員お一人様。国保事業の運営に関する協議会委員お二人様。国民健康保険直営診療施設医師の方3名様。次のページをお開きください。国民健康保険直営診療関係従事者の方15名様。そして、75ページになりますけれども、市町保健師の方20名様でございます。

以上43名の方々のご推薦をいただいておりますので、本日の理事会にお諮りし、決定いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

◇野瀬副理事長 はい。只今の説明に関しまして、ご質問、ご意見はございませんか。

[「なし」の声あり]

ありがとうございます。ご質問、ご意見もないようですので、採決に入ります。

議案第11号を原案どおり議決することについて、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇野瀬副理事長 全員賛成と認め、議案第11号は原案どおり議決をいたしました。

続いて、議案第12号、通常総会開催日について、事務局の説明を求めます。

◇竹若局長 はい。同じく理事会議案の次のページの76ページをお開きいただきたいと存じます。

第12号議案でございます。通常総会の開催日についてご提案させていただきます。

本会通常総会を令和3年3月2日火曜日、本日と同じく県民交流センター、会場のほうは3階の大会議室になりますけれども、そちらで開催をさせていただきたく、理事の皆様方におきましては年度末大変お忙しい中とは存じますが、ご出席を賜りますようお願いを申し上げ、提案に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

◇野瀬副理事長 はい。只今の説明に関しまして、ご質問、ご意見はございませんか。

[「なし」の声あり]

ありがとうございます。ご質問、ご意見もないようですので、採決に入ります。

議案第12号を原案どおり議決することについてご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇野瀬副理事長 ありがとうございます。全員賛成と認め、総会は原案どおり、3月2日火曜日午後2時から開催することといたします。

続いて、議案第13号、通常総会附議事項についての審議に入ります。

通常総会の議案第1号、令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画についてか

ら、議案第12号、令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会公費負担医療に関する診療報酬支払資金公費負担者予納金予納についてまでは、いずれも関連いたしますので、一括審議いたしたいと思います。各議案について、事務局から説明を求めます。

なお、説明については、1月28日に開催の国保主管課長会議におきまして、事前に協議をしておりますので、簡潔に説明をお願いいたします。

◇岡田次長 それでは、ご説明をさせていただきます。

総会附議事項の議案第1号になります。令和3年度の本会の事業計画でございます。

理事会資料ナンバー2-1をご覧いただきたいと存じます。

令和3年度の国保連合会事業計画でございます。総会の附議事項では1ページから27ページになります。

1つ目といたしまして、基本方針でございます。保険者、広域連合の信頼、そして負託に応えるため、大きく2つの方針で臨みます。

1つ目でございますけれども、大きく変化する医療・介護・障害者総合支援各制度を的確に把握し、適切な対応が取れるよう努め、審査支払業務の専門集団としての役割に加えまして、地方自治体が行う医療・保険・介護・福祉業務を支援する専門集団として、保険者の皆様から認めていただけるよう努力をしてまいります。

2つ目でございます。現在の保険者の極めて厳しい財政状況を十分理解し、保険者とは運命共同体であるとの認識の下、業務の効率的、効果的執行に心がけるとともに、保険者の負担軽減を図り、最小の経費で最大の効果が得られるよう中期経営計画、2年度から4年度でございますけれども、目標の達成に向けて一丸となって計画的に取り組んでまいります。

次のページをお開きいただきたいと思います。事業の柱としては3つございます。

1つ目が保険者さんの事務の支援でございます。昨年末に策定をされました第2期の滋賀県国民健康保険運営方針に基づきます市町事務の効率化等の取組や、後期高齢者医療業務の効率化に向けた受託業務の拡充について、これまで私どもが培ってきましたノウハウ等が最大限活用できますよう、より一層支援、拡充に取り組んでまいります。

そして2つ目でございますけれども、保険者さんが行う保健事業の支援でございます。

保健事業につきましては、保健事業支援・評価委員会を開催したり、あるいは国保データベース、いわゆるKDBシステムでございますけれども、それらのシステムを活用し、データの分析、評価等の支援と併せて、また令和2年度から施行されました高齢者の保健

事業と介護予防の一体的実施についても積極的な支援を行ってまいります。

そして3つ目でございますけれども、基幹業務でございます審査の充実に向けた取組でございます。コンピューター・チェックを効率的、効果的に行いまして、審査基準の差異解消に向けて、全国の国保連合会とともに審査基準の統一化と統一的なチェックルールの設定を目指して、一層の審査の質の向上に努めてまいります。

2つ目は、次のページにまいりまして、3ページの重点目標でございます。1から7の重点目標については前年度と変わりはございません。

続いてめくっていただきまして、4ページ、5ページでございます。

こちらにつきましては、令和3年度の事業計画の中から、新規あるいは拡充する事業を抜粋して掲載させていただいたものでございます。大きくは7点ございます。

1つ目でございます。国民健康保険制度への対応ということで、先ほども申し上げました第2期の運営方針の基本理念が実現されるよう、その運営方針の中に明記されております、私どもの役割、県や市町事務の共同事業の実施の効率化や、研修の実施等をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

具体的には県の市町連携会議、あるいは設置をされております部会等で十分連携をいたしまして、市町の補助金事務申請等資料の作成、高額療養費の支給事務の手続の簡素化、そういう取組をシステム的に行って支援を行ってまいります。

そして2つ目でございます。こちらにつきましては、オンラインの資格確認のシステムが令和3年3月の下旬からスタートをしてまいります。医療機関等の窓口でマイナンバーカード、あるいは保険証を使って、最新の資格情報を確認するという仕組みができてまいります。これらについては、医療機関等では令和3年から始まりますけれども、私ども国保連合会、あるいは保険者の資格確認事務については、1つの丸にございますように令和3年の10月からということになります。こういった新しいシステムを使って一定条件を満たすレセプト、公費併用レセプトとか、そういうものについてはちょっと除外ということになりますけれども、そういう電子レセプトについては資格誤りがあった場合に、システムによって新しい保険者さんへ振替・分割処理が実施をされるということになります。

こういったことによって、資格過誤に伴う事務軽減、経費等が軽減されるということになります。そして、レセプト点検の資格確認におきましても、システム等を用いてレセプト振替等が行われるということでございます。

そして3つ目でございますけれども、福祉医療費の審査支払等ということでございます。こちらにつきましては、少し規則の改正の中でもお話をしましたように、福祉医療費の取扱いにつきましては、市町のご要望によりまして平成12年度から国保連合会で審査支払業務、そして共同電算処理業務を実施してまいりました。市町業務の事務の軽減等、効率化を図るため、市町の要請に基づいて、業務の在り方について、平成28年度から2年間調査、研究を行って、福祉の担当の課長会議において被用者保険分の福祉医療費の取扱いを支払基金へ移行することが確認されたという経過がございます。

そういうこともございまして、(3)に書いてございますように、令和3年の4月診療分から支払基金の滋賀支部のほうに、被用者保険に係ります福祉については移行ということになります。

ただ、支払基金で取り扱われない柔道整復療養費に係る福祉医療の請求支払は引き続いで私どもで実施をいたしますし、また、被用者保険のデータを支払基金からいただきまして、移行前と同様に請求事務費の支払い、こちらについては段階的に廃止になりますけれども、それと資格確認に係ります帳票の作成、福祉月報の作成等の共同処理については引き続き行いまして、県、市町における事務の省力化に努めてまいります。

そして4つ目でございます。後期高齢者医療事務の代行に関することでございます。

こちらにつきましては、広域連合における保険者事務及び市町における関係業務の負担軽減のため、可能な限り受託業務の拡充に取り組んでまいります。令和3年度につきましては、1つ目の被保険者証限度額認定証等の年次更新、後発医薬品利用差額通知発行後の効果分析業務、そして、重複・頻回受診者訪問指導事業支援業務の一次抽出といった業務に取り組んでまいります。

残りの業務等につきましては、次年度に入りまして広域連合さんとともに検討させていただくという予定でございます。

そして5つ目でございますけれども、保険者及び行政機関からの要請に係る対応というところでございます。新型コロナウイルスワクチンの取組につきましては、本年度、令和2年度につきましては厚生労働省、そして県からご要請をいただきまして、診療報酬等の概算前払い、医療機関等にお勤めの、従事されている方の慰労金、そして、感染症防止等のための支援金の交付でございます、緊急包括支援交付金事務を実施させていただきました。令和3年度につきましては、ワクチン接種に係る請求支払事務、そして、ご要望によりましてクーポン券の作成を行うということでございます。

6と7につきましては、保健事業の関係でございます。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の支援ということでございまして、広域連合からの委託を受けまして、システムを活用し、必要なデータ分析や資料を提供してまいります。また、市町事業の支援につきましては、KDBシステムを補完するシステムを新たに導入いたしまして、より一層の保健事業の円滑な実施に取り組んでまいります。

以上でございます。

◇林課長 失礼します。続きまして、令和3年度滋賀県国保連合会の各会計予算についてのご説明をさせていただきたいと思います。

資料のほうにつきましては先ほどの続きの6ページから、それからもう一点A3判でございますが、資料ナンバー2-2、各会計予算総括表と大変恐れ入りますが見比べながらのご説明とさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

A3判のものでございます。

それでは、まず私どもの令和3年度国保連合会会計予算の概要でございます。

一般会計と8つの特別会計で構成されている私どもの会計でございますが、全部で22の勘定がございます。資料ナンバー2-2のほうをご覧いただきますと、これが一覧ということになってございます。

勘定別の性格を大別して見ていただきますと、まずは手数料負担金を財源に審査支払の事務執行を伴う、こここの網かけをさせていただいた6つの会計、それから、それ以外の当該会計を経由して診療報酬を受け払いする各種支払勘定、これが16会計ございます。このうち全会計の総額でございますが、こちらの資料ナンバー2-2の下から3つ目の合計のところをご覧いただきたいと思います。令和3年度の予算総額でございますが、前年度比2.4%増、約4,200億円でございます。そのうち網かけの部分でございますが、事務執行を伴う網かけの6つの会計につきまして、下段一番下から2段目のところに記載をしております。前年度比2.3%、こちらは減でございますが、約36億円ということでございます。

主な増減要因でございますが、市町の保健事業支援による増額、また、機器更改経費の減額等がございます。

また、資料ナンバー2-2の一番下でございますが、こちらについては網かけ以外の部分、診療報酬の支払勘定でございます。約4,170億円、前年度比2.5%増ということで計上させていただいております。こちらにつきましては、特に診療報酬、国保、後期で

ございますが、通常、過去の3年の伸びを勘案しながら積算をしておるところでございますが、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響によって、この令和2年度の実績は加味せず作成させていただいたところでございます。その診療報酬の国保、後期でございますが、資料ナンバー2-2の表側の議案第3号、国民健康保険診療報酬支払勘定のところでございます。令和3年度予算につきましては、約955億円、対前年度比が1.1%増で計上させていただいております。

また、後期高齢者医療の診療報酬の勘定でございますが、表側の議案第9号の後期高齢者医療診療報酬支払勘定でございます。こちらにつきましては約1,656億円で計上をさせていただいておるところでございます。前年度比3.2%増ということでございます。

続きまして、一般会計及び各特別会計についての説明をさせていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、資料ナンバー2-1のほう、この8ページ、大きい3番のところでございます。こちらのほうでご説明をさせていただきたいと存じます。

事務執行を伴うこの網かけ部分の6つの会計の考え方を記載しております。一般会計及び各特別会計の共通した予算の考え方として、保険者様、広域連合様の負担が軽減されるよう、引き続き経費節減や人員抑制に努めてまいりたいということでございます。

令和3年度の具体的な抑制の部分については、下の括弧書きの部分に書かせていただいております。これらの努力をしっかりととした上で、適正な運営をしてまいりたいと考えております。

続きまして、しっかりと運営していくための手数料の見直しというところで、何点かお願いをさせていただくところでございます。（1）一般負担金事務費割についてでございます。適正な運営ができるよう、1%の見直しをお願いするものでございます。

それから次の10ページでございます。国保・福祉審査支払手数料でございます。こちらにつきましては、令和3年度から被用者保険分に係る福祉医療費の移行に伴う手数料の段階的見直しを昨年7月の理事会、総会においてご説明をさせていただきました。本理事会で今回、資料2-1の参考1という資料を作成させていただきました。A4の横の資料でございます。こちらのほうで、簡単にではございますがご説明のほうをさせていただきたいと存じます。

資料ナンバー2-1の参考、被用者保険分の福祉医療費の取扱いが支払基金へ移行することに伴う手数料の見直しについてということでございます。福祉医療費の取扱いについては、平成12年度から国保連合会で審査支払等の処理を実施してきたところでございま

す。しかしながら、被用者保険分の取扱いにおいて、福祉医療費と高額療養費の重複による回収事務が市町のほうでございまして、この事務が福祉医療費の増加とともに、事務量も増加してきたということでございます。その課題を解消して、市町の事務の軽減と効率化を図っていくということで、市町のご要望に基づいて調査、研究を行いまして、支払基金への被用者保険分の移行ということになったということでございます。

このページの大きい1番の被用者保険分の福祉医療費取扱いの支払基金の移行というところに、支払基金へ移行後のイメージを記載しております。移行については、令和3年4月診療分からということで、国保連合会へ請求される福祉医療費が年間約380万件ございますが、そのうち約240万件が支払基金への移行ということになります。国保連合会では引き続き約140万件分の国保の審査支払を行うということと、それから、もう一点は支払基金からデータを受け取り、資格確認等の共同処理として、これは380万件全てでございますが、実施をするということでございます。

しかしながら、福祉の手数料の収入が大幅に減少するということで、この額がおよそ7,000万円ということでございます。国保総合システム等の運用経費が不足するということでございます。

この国保総合システムでございますが、一番最後の4ページにも概要図を掲載しております。少しご覧をいただきますと、このシステムでございますが、全国の47都道府県国保連合会が導入している国保・後期・福祉の各医療に関する審査支払、保険者共同事業を一体的に運用している、いわば国保連合会の基幹システムとなってございます。

恐れ入ります。2ページのほうをご覧いただきたいと思います。

福祉・国保・後期の手数料の見直しということでございますが、不足する運用経費を確保するために手数料の見直しをお願いするものであります。

そして、見直しに当たっては、国保・後期・福祉と一体的に処理を行っていること、また福祉手数料の収入を充当して国保手数料を低減してきたことから、福祉医療の手数料見直しと併せて、国保・後期の手数料の見直しをお願いするものでございます。

それぞれの負担については、支払基金へ移行する被用者保険分の福祉医療の全体が3分の2だったということから、3分の2を福祉で負担し、残り3分の1を国保・後期で負担するという形とさせていただいております。また、国保・後期はそれぞれ別設定せず、共有する経費を勘案して同一単価設定とし、2ヶ年にわたる段階的な見直しをお願いさせていただくというものでございます。

そして大きい3番でございます。見直しの市町のメリットということで記載をさせていただきました。

まずもって、当初の目的である市町事務の負担の軽減が図れるということでございます。これによって、市町全体で年間約1,000万円の事務費の軽減が見込めるということでございます。

また、医療機関へ支払う請求事務費が段階的に廃止をされるということでございますので、市町全体で約9,500万円の負担軽減ということになります。この見直しによって、市町トータル的な負担は手数料引上げがあるものの、請求事務費廃止の負担軽減がそれを上回ってくるということで、市町全体では3,600万円の経費削減が見込めるということでございます。

以上このようなことから、手数料の見直しをさせていただきたく、令和3年度については国保57円、福祉を66円とさせていただくということで、ご理解のほど何とぞよろしくお願いを申し上げます。

先ほどの資料2-1でございますが、10ページのところでございます。もう一点、(3)の特定健診等費用の手数料でございます。こちらにつきましては、制度発足以来、保険者負担の軽減を図るということで、過去の積立金を充当して対応しておったところでございます。しかしながら、当該積立金が枯渇をしてまいりました。また、令和4年度において、国保中央会負担金の見直しが予定されているということもございまして、3年度、4年度において段階的な見直しとして、令和3年度は340円という形での見直しをお願いするものでございます。

それから(4)でございます。介護保険、障害者総合支援審査支払手数料でございます。これは令和4年度ということで、少し先のお話でございますが、いずれも特定健診と同様に積立金の枯渇や令和4年度での中央会負担金の見直しというものを控えておりまして、令和4年度での手数料見直しの検討を課長会議でもお諮りをさせていただいたところでございます。

その結果、介護保険につきましては、第8期介護保険事業計画の半ばに当たるということで、ここに影響させるわけにはいかないということで、令和4年度の見直しは再検討とさせていただき、障害者総合支援は令和4年度での見直しを検討させていただきたいということでお願いを申し上げるものでございます。

続きまして、12ページでございます。次期国保総合システムに係る開発分担金等の対

応でございます。国保総合システムの機器更改が令和6年に行われる予定でございます。国及び国保中央会を中心に開発方針の検討が行われております。保険者の負担を招かないことを前提に検討されているところでございますが、現在、保留しております減価償却引当資産の積立金を上回ることが想定されますので、令和4年度以降の国保・後期の手数料見直しを検討いたしたく、ご理解のほどよろしくお願ひをいたします。この国保総合システムの次期更改につきましては、後ほどご説明をさせていただきたいと存じます。

最後に大きな5番目でございます。その他の議案第11号、一時借入金の限度額についてでございます。一般会計及び各特別会計の支払いに充当するため、一時借入れをすることができるものでございます。附議事項166ページに記載をしておるところでございます。

それから議案第12号、公費診療報酬支払資金公費負担者予納金予納については、公費負担診療報酬の支払いに充当するため、公費の予納金をお願いするものでございます。附議事項167ページから177ページまでの記載としております。どうぞよろしくお願ひをいたします。

◇竹若局長 それでは続きまして、今、後ほど説明すると言っておりました国保総合システムの次期更改についての現状について、ご報告させていただきます。

資料2-1の参考2、こちらの資料のほうをご参照ください。A4横置きの資料でございます。

その参考2の表紙をおめぐりいただきまして、はじめにのところでございます。現在、データヘルス改革が進められている中で、その改革の一環として政府は私ども国保連合会、中央会を含めた審査支払業務の改革に取り組んでおられるところでございます。

そして、平たく申し上げますと、その審査支払業務の改革の部分については、今ちょっと説明をさせていただきました国保総合システムの改修に係るということでございます。それは同じ審査支払機関でございます支払基金さん、そして私ども国保連合会が今各自で開発したシステムで審査支払業務を行っているというところでございますけれども、一層の効率化を図るために同じシステムを開発していったらどうかということで検討がされているということでございます。

1ページおめぐりをいただきまして4ページでございます。

先ほども国保総合システムの概念図がありましたけれども、それをちょっと分かりやすくさせていただいた概念図が5ページのほうでございます。

5ページをお開きいただきますと、国保総合システム、上のほうの3つあって、黄色い枠の中に入っている部分が審査支払系のシステムとなってございます。そして、その右下のほうが保険者共同処理系のシステムということで、この2つの大きなシステムが連携をしながら国保総合システムというような形になっておるところでございます。

今般の審査支払系システムの改革については、この上のほうの審査支払系システム、黄色い網掛けのところが対象になっておりまして、それを支払基金さんのシステムと効率化が図れないかということでご協議がされているということでございます。

しかしながら、これを見ていただきますと、審査支払系システムだけではなく、1つのシステムの中に保険者共同サービス系がつながっており、また、左下のほうにつきましては、後期高齢者医療や介護、特定健診、KDBといった国保固有のシステムが8つ相互連携しているところでございます。

したがいまして、審査支払系システムを改修いたしますと、後につながりますこのような共同処理系のシステムや国保固有のシステムへの影響も考えていかなければならぬというような課題があるということでございます。

1ページおめくりをいただきまして、6ページをご覧ください。

そして、今般の改革でございますが、(2)にございますように、連合会と支払基金のシステムにつきましては、整合的、効率的な運用、つまり共同利用、共同開発ができるのかということでございます。

箱枠の中にございますように、規制改革実施計画がございますが、その改革の中で、その具体的な方針や行程等について、厚生労働省が公表するということになっておりまして、その検討をするために、7ページになりますけれども、審査支払機能の在り方に関する検討会が9月に厚生労働省内に設置をされて、この間6回開催をされてきているというようなどころでございます。

そして、今年度中に厚生労働省で取りまとめがなされ、それに沿って私ども国保連合会、中央会は国保総合システムの更改に取り組んでいくということでございます。

1ページおめくりをいただきまして、8ページをご覧いただきたいと思います。

厚生労働省が今、その検討会の中で出されている将来像の概要でございます。

(1)のところにございますように、国保総合システムの更改が令和6年、2024年に更改になるということでございまして、それに際して①のところになりますけれども、現在47都道府県に設置されております国保総合システムを一拠点化し、そしてクラウド

化するとともに、②になりますけれども、受付領域について、支払基金さんの新システムは今年の9月にシステム刷新がされるということでございますが、支払基金の新システムを共同利用し、併せて③になりますけれども、コンピューターチェックと自動レポーティング機能については支払基金の新システムも同様の機能を備えるということでございます。

さらに、(2)の部分については、その令和6年の更改後につきましても、しっかりと国保連合会と支払基金が共同して開発を進めていくようにということで、そういうような計画になっているということです。

その取組のイメージ図というか、概念図が9ページでございます。ご参照ください。

そして、次の10ページをお開きいただきたいと思います。更改に向けた開発のスケジュール感でございます。

(1)にございますような行程を経て、更改に向けて取り組むということでございますけれども、(2)に更改費用の取りまとめと負担金手数料の改定関係というのがございます。本年の3月末に厚生労働省の取りまとめがなされ、それに基づいて国保中央会のほうでそのシステム更改に係る概算費用が取りまとめられます。そうしますと、幾ら負担するかということを調整していくかないといけないわけでございますけれども、米印にございますように、全国の連合会が共通してこういうようなことを検討するということでございますが、短期的には共同利用に係る支払基金のシステムの取り込みのためのアプリケーションの改修、開発の費用がかかり増しをいたしますので、現在、各国保連合会が保有している積立金を超過する見込みになるということでございます。それに対応いたしまして、その原資は手数料でございますので、手数料の改定やあるいは積立金の取り崩しということを検討していくということでございます。また、2024年度以降についても共同開発がなされ、概算費用も見直しをされますので、そういった対応も必要になってくるということでございます。

そして次の11ページでございますが、そういった中にあって、市町村のメリットはどこなのかということでございますが、短期的にはそういうような開発経費がかかりますが、11ページの(1)になりますけれども、中長期的に見てシステム関連費用が軽減していくということでございます。①にございますように、共同開発による開発経費が減になること、そして②にございますように、クラウド化やシステムを一元管理することによって、運用費用が減になる、そして3つ目には、審査業務の整合化、効率化によりまして、審査費用が減額されるということが見込まれるところでございまして、その分、私ども国保連

合会は市町の保健事業の充実や、あるいは保険者業務の支援にしっかりと対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続いて12ページをお開きいただきたいと思います。

そして、その更改をするための必要な財源の確保ということでございます。①にございますように、従前より審査支払系システムの開発につきましては、保険者様から頂きます手数料を財源にしておりました。保険者の皆様の厳しい財政事情に鑑みまして、国庫補助獲得等に向けて最大限努力を払いながら、今般のシステムの更改に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

しかしながら、③でございますけれども、共同利用機能の開発費用がかかり増しするということでございますので、現在私どもは積立金を3億円保有しているところでございますけれども、それを上回ることが想定されますので、令和4年度以降の手数料の引き上げについて、どうぞご理解のほどお願ひを申し上げます。

そして④になりますけれども、将来的に共同利用の開発に備えるべく、手数料の一部を財源に、ICTの積立金については今まで少し見送らせていただいておりましたけれども、一時的にご負担をいただくのではなく、平準化して取り組むために、ICT積立資産の積立てについてご理解を賜りたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

そして13ページのほうですが、先ほど申し上げました開発費用については、短期的に費用がかかりますけれども、このグラフにございますように、ブルーのところですね、共同開発に係って開発や保守費用、運用費用の軽減が図られていくというようなことでございますので、よろしくお願ひします。

そして最後に14ページをお開きいただきたいと存じます。

今まで、連合会と中央会については国民健康保険制度の維持、発展を図る観点から、本検討会において必要な意見や要望を表明して対応してきたところでございます。しかしながら、閣議決定に求められております、整合的かつ効率的な在り方の実現に向けて、今般、厚生労働省で取りまとめられるシステムに沿って、今後、全力で対応していく所存でございます。

保険者の方には、今般、現状をお伝えいたしますとともに、引き続き改革の進捗状況について情報提供させていただきますので、ご理解を賜りますようよろしくお願ひします。

なお、最後になりますけれども、追って厚生労働省国民健康保険課から市町等の保険者

の皆様に対して協力依頼が行われる予定でございますので、申し述べさせていただいて、そういうような現状になってございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

◇野瀬副理事長 はい。ありがとうございました。只今の説明に関しまして、ご質問、ご意見はございませんか。

はい、どうぞ。

◇宮本理事 今おっしゃったその国保システムの関係と、それ以外の質問。それ以外の質問は令和3年度の一般会計予算の増減要因のところで、一般会計ですが、市町保健事業支援、KDBシステム補完事業で1億円増とあるんですが、これが何に当たるか。今の説明と関連するかどうか分からぬんですけど、この要因だけ教えてください。

あと、この国保総合システム次期更新ですが、これも経過等よく分かるんですが、これまでの積立てを上回るということで、かかり増し経費がかかるということなんですが、どのくらいのかかり増し経費を見込んでいるのか。で、手数料が上がるというのは、どの程度の、微々たるものなのか、大きいのか。で、当然、国の方針として決められたので、当然、国はしかるべき負担をされるんだと思うんですが、今、厚労省の中だけの議論かもしれないが、政府全体で考えたら、この手数料を上げるというのは国民に対する負担が増えるわけですから、そもそも政府としてしっかり支出すべきではないかという議論もあると思うので、現段階で厚労省はどれくらいの負担、例えば半分は持とうとしてるとか、その、どの程度持とうとしているのかということも教えていただきたいと思います。

あと、この13ページのところに、2022年、令和4年度更新をして、将来的には効果が出る、軽減できますという話なんですが、この共同利用範囲拡大と審査支払機能完全共同利用というのはいつなのか明記されてないんですが、まだ分からぬみたいなんですけど、一体いつぐらいなんですか。まだ全貌が見えてない中で、幾らぐらいかかっていくのかなというのが本当に読めませんので、分かる範囲でぜひお教えいただけたらというふうに思います。

◇竹若局長 ありがとうございます。

今、検討されておりまして、今、厚生労働省の将来像ということで、8ページ、9ページのところでご説明をさせていただいたところでございますけれども、これがしっかりと決まりましたら、国保中央会のほうでその概算費用の見積りを4月以降に出されるというふうに聞いております。基本的に言いますと、今かかり増しをするという部分について、

それが物理的に可能なのかどうかということもすごく議論になっているというふうに伺つております。そういう検証も含めて、しっかりとなされた上で、厚生労働省のほうから、ここに書かれておりますような将来像の姿というのが出されて、概算費用の見積りといいますか、その積算をされますので、それが多分7月ぐらいにお示しがあると思いますので、金額がどれぐらいになるかというのはちょっと今のところ分からぬといいうところでございます。

そして、先ほど言わされました13ページの完全共同利用のところなんですけれども、今のところ議論の俎上で1回上がっていた部分を聞いてみると、2024年度に1回目の更改をやって、それは一拠点化、クラウド化、その後一部集約化というのがなされて、その後、完全集約みたいな形でやっていくのが2031年みたいな形で、検討会で少しそういうような絵面が出ていたようなことは議事録の中で見させていただきましたけれども、委員の先生方からそれはちょっと遅いので、もう少し前倒しでできないかという意見が出ているというところでございます。

そういうものも併せて、この報告が終わった後に明らかになってこようかと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと存じます。

◇林課長 それからもう一点でございます。一般会計1億円ということで、増額の分がございます。KDB補完システムというシステムの導入でございます。これは先ほど事業計画のほう、5ページでございますが、その(7)市町保健事業の支援ということで掲載をさせていただいている部分でございます。

県から受託により、KDBシステム、国保データベースシステムというシステムを現在、私ども活用しております。このシステムでいろいろな保健事業を分析しております。これでは対応できない事業管理、評価、分析に係る機能を補完するシステムを導入するということでございます。そして、操作支援であったり、資料の作成支援ということをやっていきたいというものですでございます。

それから、これは国庫補助ということになっておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

◇野瀬副理事長 はい。ありがとうございます。宮本理事さん、よろしゅうございますか。

◇宮本理事 はい。分かりました。国保総合システムのほうはまだ全然中身が分からぬということですが、やはり国が今まで放置してきたという部分もあるので、国もしかるべき負担はさせるべきではないかなと思うので、ぜひそういった声を皆さんと一緒に上げら

れたらなと思います。

◇竹若局長 国保中央会のほうからもそういう要望が常になされているように聞いておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

◇野瀬副理事長 ほかにご質問は。どうぞ。

◇橋川理事 今のシステムですけどね、こういう形で統合していくという方向は、まあそのようにせないかんと思いますけれども、やはり経費負担がどれだけかかるのか、国がどれだけ関与してくれる、あるいは財政支援してくれる、またデジタル庁が発足し、大きい意義があるんですけども、厚労省とデジタル庁が何かうまくそこら辺りを連携して取り組むように、後でまたデジタル庁から、いや、こんなシステムあかんよとかね、ワクチンでもマイナンバーを使うだとか何か突拍子にそんな話が出てきているので、そこらは国にしっかりと物を申していただくようにお願いします。

◇竹若局長 はい。ここの概念図の9ページのところにも書かれているんですけども、今、デジタル庁と厚生労働省、支払基金さん、それと国保中央会と4者会議みたいな形でいろいろと検討されながら進められているというようなことを聞いておりますし、先ほども申し上げましたように、しっかりと国庫補助の獲得に向けて精一杯努力をさせていただきたいと存じますので、また要望活動等ある折にはご協力を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

◇野瀬副理事長 ほかに質問ござりますか。よろしいでしょうか。

ご質問、ご意見終わったようでございますので、採決に入ります。通常総会の議案第1号、令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画についてから、議案第12号、令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会公費負担医療に関する診療報酬支払資金公費負担者予納金予納についてまでを、原案どおり通常総会に附議することについてご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇野瀬副理事長 はい。ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号から議案第12号は原案どおり通常総会に附議をいたします。

続いて、議案第14号は人事案件でありますので、最後に審議とし、先に報告事項に入れます。

報告第1号、専決処分報告について、新型コロナウイルスワクチン接種に係る対応について、事務局からの説明をお願いいたします。

◇林課長 そういたしましたら、報告第1号、専決処分報告でございます。

恐れ入りますが、通常総会附議事項の178ページ、水色の間紙の入っている次のページからでございます。

全てで5つの専決処分をいただきおるところでございます。それぞれ簡単に説明をさせていただきます。

1つ目的一般会計の歳入歳出第1回補正でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス緊急包括支援事業の実施に伴う補正をさせていただいたところでございます。

それから2つ目、特定個人情報等取扱規則の一部を改正する規程の制定でございます。こちらにつきましては、オンライン資格確認に伴う規程の改正をさせていただいたものでございます。

それから3つ目でございます。職員給与の一部を改正する規則の制定でございます。給与規則の手当の率を改正しております。

それから4つ目、診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第2回の補正でございます。こちらにつきましては、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の返還に係る補正でございます。

それから最後の1つ、5つ目でございますが、職員退職給与金特別会計歳入歳出第1回補正でございます。年度途中の退職者による補正でございます。

以上でございます。

引き続きまして、新型コロナウイルス感染症に対する対応ということで、2つ資料を用意させていただきました。資料の5、それから資料の6でございます。

資料の5から簡潔にご説明をさせていただきたいと思います。

資料の5、新型コロナウイルス感染症に対する対応でございます。診療報酬等の概算前払いの実施ということでございます。感染症により資金調達が困難となった保険医療機関等について、融資が実施されるまでの間、資金繰りを支援するため、希望する保険医療機関に対し、令和2年5月診療分の概算前払いを実施をさせていただきました。対象が12の医療機関、それから支払総額は約3,000万円ということでございます。

それから2つ目の丸でございます。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業でございます。

厚生労働省からの要請により、県からの委託を受けて、医療機関、介護施設、障害者支援施設等従事者への慰労金、ならびに感染拡大防止のための支援金交付事業の一部を8月

から実施をしております。具体的な事務につきましては、受付、審査、コールセンターの設置、それから振込等の事務を実施をしておるところでございます。なお、審査やコールセンターの設置につきまして、行っている連合会は全国で滋賀県のみということでございます。なお、本会の交付件数につきましては、下に書かせていただいているとおりでございますが、令和3年の1月末の累計で5,625件でございます。それから、振込額については92億4,000万円ということでございます。これは、本会が振込みをしたものでございますので、県が振込みをされている部分を合わせますと100億円を超えるということでございます。

引き続きまして、資料6でございます。新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種でございます。補正予算等でも申し上げたとおりでございます。ワクチン接種に係る費用の請求支払事務ならびに接種券の確保業務の実施をしてまいります。この裏面でございますが、費用の請求支払についての概要図を掲載してございます。少しご覧いただきますと、もうご承知のとおりだと思いますが、国保連合会が行う業務としてはこの左側の部分ということでございます。住民の方が住所地内の医療機関で接種を受けられた場合は、医療機関は市町に直接費用を請求し、支払いを受けます。住民の方が住所地外の医療機関で接種を受けた場合、市町村の支払事務を国保連が代行するというものでございます。市町村外の医療機関に対する支払いがなくなり、市町の事務の負担の軽減につながるということございます。現在、具体的な実施に向けた準備を進めておるところでございます。

なお、令和2年度の接種券の作成、また支払システムの導入経費は、先ほど補正予算で対応させていただくということでご説明をさせていただきました。また、令和3年度の接種券、また支払事務経費に係る令和3年度予算については、ワクチン接種に係る事務体制の調整後、補正予算を理事長専決により対応させていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

◇野瀬副理事長　はい。ありがとうございました。報告事項は以上で終わらせていただきます。

最後に、理事会附議事項の議案第14号、滋賀県国民健康保険団体連合会理事長の選任についての審議をいたしたいと存じます。

本議案について、事務局からの説明を求めます。

◇竹若局長　はい。理事会議案の最後の78ページをご参照ください。

議案第14号、滋賀県国民健康保険団体連合会理事長の選任についてでございます。一番最後のページでございます。

本日の理事会において、理事長の選出をお願いするものでございます。理事長の選任につきましては、本会規約第21条により、理事の中から互選すると規定されておりますので、本日の理事会の中で選出をいただきよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間でございます本年7月31日までとなつておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

◇野瀬副理事長 はい。議案第14号、滋賀県国民健康保険団体連合会理事長の選任についてですが、本日の理事会において理事長の選任をお願いするものであります。

理事長の選任につきましては、本会規約第21条により、理事の中で互選することと規定されておりますので、理事会の中で選出いただきよろしくお願いいたします。

なお、説明がありましたとおり、任期は前任者の残任期間の令和3年7月31日までとなりますので、併せてよろしくお願いします。

只今、事務局から説明を受けたところでありますが、理事長の選任につきましては、いかが取り計らったらよろしいでしょうか。

はい、宮本理事さん。

◇宮本理事 はい。推薦をさせていただきたいと思うんですが、よろしいですかね。

◇野瀬副理事長 どうぞ。

◇宮本理事 自薦か他薦かというそういう話もあろうかと思います。国保は大変重要な役割、国保連は重要な役割がありまして、そういった意味でしっかりと運営するという観点で推薦をさせていただきたいと思います。

私、草津市長の橋川市長にぜひ理事長におなりいただきたいというふうに思っています。市長経験が本当に長いですし、後期高齢者医療広域連合の連合長も務められまして、医療保険制度に本当に精通されています。また、今の国保のシステム関係もありまして、しっかり国に対しても物を申していくかなければならない段階でありますので、大変経験豊富な橋川市長を私のほうから推薦させていただきます。ぜひ、皆様のご賛同を賜ればというふうに思います。

◇野瀬副理事長 はい。ありがとうございます。只今、宮本理事さんから草津市の橋川市長さんにご提案をいただきましたが、いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

◇野瀬副理事長　はい。ありがとうございます。只今、異議なしのお言葉をいただきました。全員賛同いただいたものとお聞きして決し、議案第14号、滋賀県国民健康保険団体連合会理事長の選任については、橋川市長さんにお願いしたいと存じます。

それでは、本日2月18日から理事長にご就任いただくことになりました、草津市・橋川市長さんからご挨拶を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

◇橋川理事長　只今は理事長に選任をしていただきまして、まことにありがとうございます。また、職務代理者の野瀬様には、この間お務め、またご苦労いただいたところに感謝を申し上げるところでございます。ありがとうございました。

さて、国保連合会の運営でございますけれども、本日の議案にもございましたように、様々な課題があるなど。で、さらにそれに加えて、コロナへの対応もしていくということでおざいますけれども、理事の皆様、また職員の皆様のご協力を得て、一生懸命務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願ひを申し上げます。

(拍手)

◇野瀬副理事長　ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。最後に、大変僭越ではありますが、皆様方にお諮りをしたいことがございます。

ご存知のように、谷畑前理事長におかれましては、国保連合会に対しまして多大な功績をいただきましたので、感謝状に記念品を添えてお渡ししたいと思ひますがよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

◇野瀬副理事長　ありがとうございます。

それでは、全員の賛同をいただきましたので、そのように取扱いをさせていただきます。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時41分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名いたします。

令和3年 4月 12日

議長

甲良町長

野瀬 長久男

議事録署名者

守山市長

宮本 和宏

豊郷町長

伴 藤 是近